

これは原本である。
平成27年7月31日
横浜地方裁判所第2民事部
裁判所書記官 署名

平成24年(モ)第398号 文書提出命令申立事件

決 定

申 立 人
申立人代理人弁護士 田 沢 剛

東京都

相 手 方
銀行

同代表者代表取締役

横浜地方裁判所平成24年(レ)第269号不当利得返還請求控訴事件(基本事件)及び同第344号不当利得返還請求附帯控訴事件(附帯控訴事件)について、申立人から別紙文書目録記載の文書(以下「対象文書」という。)について文書提出命令の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を却下する。

理 由

1 申立人は、基本事件及び附帯控訴事件において、控訴人(附帯被控訴人)株式会社エイワに対して、平成13年5月7日において少なくとも31万円を超える過払金返還請求権を有していたことを立証するため、民事訴訟法220条4号を根拠に、対象文書について文書提出命令を申し立てている。

2 そこで検討すると、相手方は、審尋において、対象文書は10年の保存期間を超えたため廃棄され、存在しないと回答しており、その他、対象文書が存在することを認めるに足りる証拠はない。

この点について、申立人は、別紙文書目録記1の預金口座は、少なくとも平成19年9月20日まで使用されていたので、その時点から10年が経過していないにもかかわらず当該口座にかかる対象文書が廃棄されるはずがない、相手方が

対象文書を廃棄する根拠となる法令及び内規、実際に廃棄処分したことなどの裏付け証拠を提出しない限り相手方はいまだ対象文書を保存しているものと判断されるべきであると主張する。しかしながら、相手方は、対象文書は、現在年度を基点とした10年保存の文書であり、すでに廃棄されて存在しない旨回答するところ、取引時から10年を経過した入出金記録を廃棄するとの扱いも十分に合理性の認められるものである。そして、文書提出命令の対象となる文書の存在については、申立人が立証責任を負っていることも併せて考慮すると、相手方において、これ以上の主張立証が必要とされるものではない。

したがって、対象文書の存在については立証がないということができ、申立人の文書提出命令の申立ては理由がない。

3 以上より、主文のとおり決定する。

平成24年7月30日

横浜地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 秋 吉 仁 美

裁判官 石 原 寿 記

裁判官 日 高 真 悟

(別紙)

文書目録

相手方の所持する、下記1の預金口座にかかる入出金明細書（電磁的記録及びマイクロフィルムの各データをアウトプットした書面を含む。）のうち、平成7年1月1日から平成13年5月7日までの期間内に、申立人（ ）が同口座に入金した内容（入金日及び入金額）が記載された部分（但し、「 」により特定される人物が複数存在する場合には、下記2のいずれかの情報により識別されるものに限る。）

記

- | | | |
|---|--------------------------|---------------|
| 1 | 預金口座 | 銀行 町田支店 |
| | 普通 | 2525 |
| | 名義 | 株式会社エイワ町田店 |
| 2 | 情報 | 氏名 |
| | | 住所 |
| | 電話番号 | |
| | 送金手続がなされた金融機関（名称は現時点のもの） | |
| | | 株式会社横浜銀行南林間支店 |
| | | 株式会社横浜銀行相模台支店 |